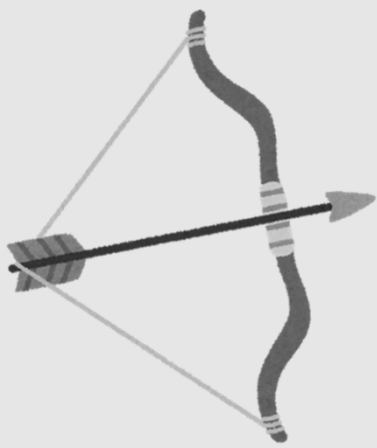




明快3ステップ

たった2時間で
コンプライアンスの
意識が変わります！

あなたの会社は大丈夫ですか？

新入社員のコンプライアンス研修 ～企業不祥事の予防のために～

新入社員には、「ビジネスマナー研修」だけでなく、企業の存続に重要な「コンプライアンス研修」が重要です！
消費者教育とコンプライアンスを融合させた自分ごととして理解できる独自のプログラムです！

STEP1

自分のために

従業員自身の消費者力の向上

消費者契約や悪質商法の知識を学ぶ

STEP2



お客さまのために

お客さまとの契約ルールの遵守

消費者から事業者の立場にかわる

STEP3



会社のために

企業不祥事の未然予防

個人情報流出・ソーシャルネット利用

研修効果

- ✓社会人としての自覚
- ✓お客さまからの信頼の獲得
- ✓苦情の減少と適切な対応
- ✓企業不祥事の未然予防
- ✓企業への帰属意識の向上

コンプライアンス(法令遵守)は信頼の証です！

受講者の声(商工会議所主催・新入社員研修より)

- 社会的責任を自覚し、日々生活していきたい
- もう自分が会社の看板を背負っているのだと改めて感じました
- 社会人としてまた会社の社員として責任をもった行動をすべきだと自覚することができました
- 自分が情報の流出源となる可能性もあるのを理解しました

★消費者センターの元行政技術職員として11年間で15万件以上の相談を経験した消費者対応の専門家が企業の人材育成を支援します！★

消費者法務コンサルタント 赤松 靖生 (一般社団法人 はりまコーチング協会 代表理事)

URL:<https://harima-coaching.or.jp> / E-mail: contact@harima-coaching.or.jp

〒651-0086 神戸市中央区磯上通6-1-17-6階 電話・FAX (078) 201-4137 / 明石事務所(明石市二見町)

社会人の法令順守とは

新入社員に専門家講演

消費者としても事業者としても自覚を



商工会議所で97人参加

明石地域商工関係協会などの主催。消費者法務コンサルタント赤松靖生氏が、新入社員を対象に「社会人の法令順守」と題して講演した。赤松氏は、消費者法や特定商取引法、クーリングオフなど、消費者を守る制度があることを説明。万が一巻き込まれた場合は、消費生活センターへすぐに相談してと話した。また社会人として会社組織の一員となったら、消費者としてだけでなく、事業者の立場としてコンプライアンスを

意識しなくてはならない。金創貼交流サイト(SNS)への投稿や個人情報の持ち出しなど、「悪意のなから行為でも、会社全体の信用問題となり、大きな利益損失につながることもある」と赤松さん。「大企業としての責任とモラルを持ち、働くことの喜びを感じてほしい」と激励した。はかりの関税・製造メーカーから参加した塚本啓太さん(25)「明石市本町2-1は、消費者としても事業者としてもコンプライアンスを注視したい」と話した。

契約の厳格なことで、顧客と信頼関係を築くことが大切だ。

求、行政処分など、企業の売り上げや信用に影響を与える事態にも発展しかねない。

このように、単なる消費者教育にとどまらず、事業者という反対の立場にまで踏み込むことで、コンプライアンスを自分自身のこととして理解することが出来る。

社会生活のルールを規定している民法では20歳になると契約責任が生じる。契約の知識が少ない若者は、悪質商法のターゲットになりやすい。消費者の被害を救済する法律や消費生活センターの支援があることを知ってほしい。また、企業研修の一つとして、人材育成のための消費者教育の積極的な活用を期待している。

あかまつ・やすなり 1966年大阪府生まれ。神戸大学法学部卒業。元神戸市職員。事業者向け消費者法務が専門。一般社団法人はりまコープ・協会の代表理事。兵庫大学エクステンション・カレッジ講師。明石市在住。



見る
思う

事が相次いで報道されているように、企業の存続に関わるものも少なくない。企業不祥事を未然に防止するために、新入社員の段階から、いち早くコンプライアンス教育を徹底することが重要である。しかし、社会人になったばかりの若者に対して、コンプライアンスを理解してもらおうとは、言葉自体を知らないこともあろうな難しい側面もある。

消費者との契約という分野において、「消費者教育」と「コンプライアンス教育」を融合させた研修を実施している。成果をあげているので、参考にしてほしい。

単純ではあるが、商品やサービスを購入する「消費者の立場」から、商品やサービスを販売する「事業者の立場」へと、全く反対の立場に変わるといって方が基本となる。消費者と事業者の間には情報力や交渉力の格差があり、法律的にも責任の度合いが大きく異なることを具体的に知ることで、身近な問題として理解が進む。「消費者教育」では、契約の仕組み▽契約トラブルへの対応方法▽未成年者契約の取り消し▽クーリングオフ制度▽悪質商法などを具体的な事例とともに紹介する。自分自身がトラブルに巻き込まれてもおかしくないことを実感してもらい、自立した消費者として能力の向上を目指す。

契約の重要性を理解した次のステップとして、消費者と向き合う事業者の立場に変わる。事業者として契約のルールを理解していき、その取り消しや損害賠償請求の民法では20歳になると契約責任が生じる。契約の知識が少ない若者は、悪質商法のターゲットになりやすい。消費者の被害を救済する法律や消費生活センターの支援があることを知ってほしい。また、企業研修の一つとして、人材育成のための消費者教育の積極的な活用を期待している。

若者に必要法令順守の教育

赤松 靖生

消費者法務コンサルタント

毎年この季節になると真新しいスーツに身を包んだ新入社員の姿を見かける。社会人となる喜びも苦悶もこれから学ぶことになる。新入社員研修といえは、ビジネススマナを思い浮かべることも多いが、コンプライアンス教育の必要性について注目してほしい。

コンプライアンスとは「法令順守」を意味するが、モラルや一般常識も含まれ、範囲は広い。対象となる分野も、企業経営という大きなものから商品やサービスの品質や表示、消費者との契約という身近なものまでさまざまである。ビジネススマナ違反に比べて、コンプライアンス違反は企業に与えるダメージが大きい。企業不祥

明石

■明石総局
〒673-0882
明石市相生町2-10-24
TEL.....078-912-4343
FAX.....078-913-2833
e-mail
akashi@kobe-np.co.jp

■本社報道部
〒650-8571
神戸市中央区
東川崎町1-5-7
TEL.....078-362-7040
FAX.....078-360-5501
e-mail
houdou@kobe-np.co.jp

火事や事故の速報、写真、提供、身近な疑問、生活、上記へのご連絡ください